

データ資料33 水質汚濁防止法等に基づく市町村別特定事業場数
(令和元年度末現在)

保健所	市町村	水質汚濁防止法に基づくもの		瀬戸内法の適用を受けるもの	
		総 数	うち規制対象事業場数	総 数	うち規制対象事業場数
京 都 市		854	89	19	17
乙 訓	向 日 市	46	9	2	1
	長 岡 京 市	69	13	6	6
	大 山 崎 町	13	2	1	1
山城北	宇 治 市	241	40	36	32
	城 陽 市	106	15	10	10
	八 幡 市	79	11	4	4
	京 田 辺 市	62	15	2	2
	久 御 山 町	88	11	5	3
	井 手 町	31	3	2	2
	宇 治 田 原 町	36	9	2	2
山城南	木 津 川 市	91	18	3	3
	笠 置 町	13	2	1	1
	和 束 町	16	2	1	1
	精 華 町	34	9	0	0
	南 山 城 村	12	2	2	2
南 丹	亀 岡 市	260	37	12	11
	南 丹 市	363	48	8	8
	京 丹 波 町	139	33	0	0
中丹西	福 知 山 市	276	59	0	0
中丹東	舞 鶴 市	383	42	0	0
	綾 部 市	220	41	0	0
丹 後	宮 津 市	304	25	0	0
	京 丹 後 市	675	67	0	0
	伊 根 町	79	5	0	0
	与 謝 野 町	91	12	0	0
小 計		3,727	530	97	89
合 計		4,581	619	116	106